

医師の働き方改革に向けた 対応について

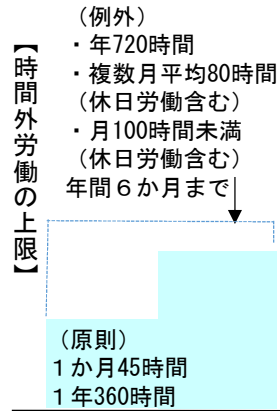
千葉県健康福祉部医療整備課医師確保・地域医療推進室
電話番号：043-223-3902 メール：d-chibank@mz.pref.chiba.lg.jp

医師の時間外労働規制について

一般則

2024年4月～

将来
(暫定特例水準の解消
(=2035年度末を目標)
後)



※この(原則)については医師も同様。

年1,860時間／月100時間未満(例外あり)
※いずれも休日労働含む

年1,860時間／月100時間未満(例外あり)
※いずれも休日労働含む
⇒将来に向けて縮減方向

年960時間／月100時間未満(例外あり)
※いずれも休日労働含む

A : 診療従事勤務医に2024年度以降適用される水準

連携B
例水準
(医療機関を指定)

B
地域医療確保暫定特

C-1
集中的技能向上水準
(医療機関を指定)

C-2

C-1 : 臨床研修医・専攻医が、研修プログラムに沿って基礎的な技能や能力を修得する際に適用
※本人がプログラムを選択

C-2 : 医籍登録後の臨床従事6年目以降の者が、高度技能の育成が公益上必要な分野について、指定された医療機関で診療に従事する際に適用
※本人の発意により計画を作成し、医療機関が審査組織に承認申請

年960時間／月100時間(例外あり)
※いずれも休日労働含む

A

C-1

C-2

将来に向けて縮減方向

月の上限を超える場合の面接指導と就業上の措置

【追加的健康確保措置】

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット(努力義務)

※実際に定める36協定の上限時間数が一般則を超えない場合を除く。

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット(義務)

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット(義務)
※臨床研修医については連続勤務時間制限を強化して徹底

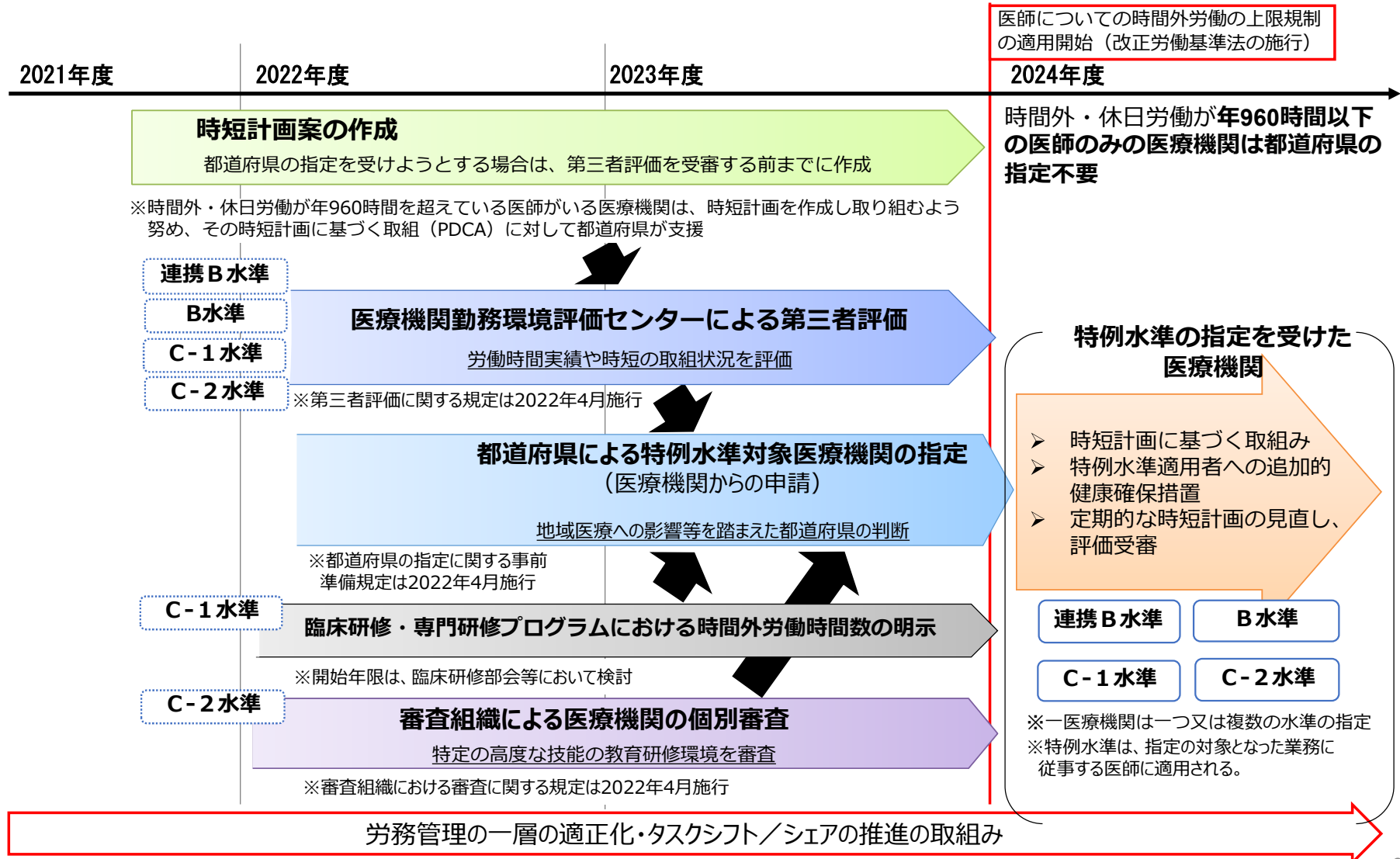
連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット(努力義務)

※実際に定める36協定の上限時間数が一般則を超えない場合を除く。

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット(義務)

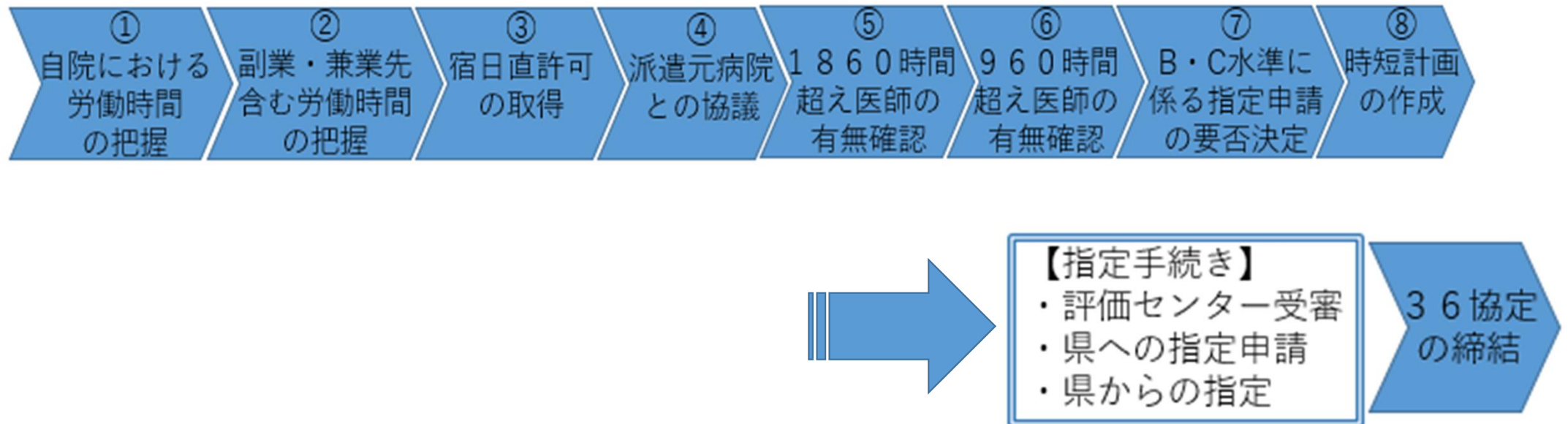
※あわせて月155時間を超える場合には労働時間短縮の具体的措置を講ずる。

特例水準の指定申請手続き



「第12回医師の働き方改革の推進に関する検討会 資料（令和3年7月）」より

医師の働き方改革に向けた対応状況の確認



各医療機関：どの段階まで対応できているかをチェック
⇒ 対応状況を確認し、必要であれば支援を実施

医師の働き方改革に向けた対応状況チェックリスト (令和5年2月15日時点)

実施時期：令和4年12月～（千葉県実施）

対 象：県内の病院、有床診療所、夜間休日診療所

回答数（千葉地域）：52/78（回答率：66.7%）

調査項目	はい	いいえ	回答数に対する 達成割合	回答対象外
①自院における労働時間の把握	48	4	92.3%	—
②副業・兼業先含む労働時間の把握	37	14	72.5%	—
③宿日直許可の取得	18	33	35.3%	1 (宿日直業務がない)
④派遣元病院との協議	14	27	34.1%	9 (派遣医師がない)
⑤年1860時間超えの医師の有無確認	36	16	69.2%	—
⑥年960時間超えの医師の有無確認	36	15	70.6%	—
⑦B・C水準に係る指定申請の要否決定	25	23	52.1%	—
⑧時短計画の作成	4	11	26.7%	37 (A水準予定)

いきサポ(いきいき働く医療機関サポートWeb)

医師の働き方改革をはじめとした、医療従事者の勤務環境改善に役立つ情報を発信しています。

<主な掲載内容>

- ・ 医師の働き方改革の制度概要
- ・ 宿日直許可に関する解説資料、許可事例
- ・ 国の施策情報 など



いきいき働く医療機関サポートWeb

いきサポ

いきサポ

検索

千葉県医療労務管理相談コーナー (千葉県医療勤務環境改善支援センター)

医療機関からの労務管理に関する相談について、
電話相談対応や個別支援を行っています。

<相談内容 (例)>

- ・働き方改革への対応
- ・36協定
- ・同一労働同一賃金
- ・就業規則の見直し など

【千葉県医療労務管理相談コーナー】

電話番号：043-304-5393

(平日9:00~17:00)